

日本の知財金融の現状と推進策 — Deloitte提案の概要と評価

はじめに

近年、企業価値に占める無形資産（知的財産など）の重要性が飛躍的に高まっています。例えば、米国S&P500企業の時価総額に占める無形資産の割合は、1975年の17%から2020年には90%に達したと報告されています¹。こうした流れの中で、自社が保有する特許やブランド等の知的財産（IP）を資金調達に活用する「**知財金融**（IPファイナンス）」への期待が高まっています²。知財金融とは、企業の特許・商標・ノウハウ・ブランドなどに注目し、それらを担保に金融機関が融資するなど、知的財産を金融取引に組み込む取り組みを指します³⁴。無形資産に富む一方で有形資産が乏しいスタートアップや中小企業にとって、知財金融は資金調達ギャップを埋めるゲームチェンジャーになる可能性があります²。本レポートでは、日本における知財金融の現状、制度、課題、実務上の運用、および海外との比較を概観した上で、Deloitteの提案「日本の知財金融の推進に向けた施策の提案」の内容を要約し、その有効性・実現可能性・政策的意義を評価します。

日本の知財金融の現状と課題

現状：日本では知的財産を担保とした融資は未だ主流とは言えず、実行件数はごくわずかに留まっています⁵。1990年代には日本政策投資銀行（当時日本開発銀行）がベンチャー向けに知財担保融資を試み、2007年までに約300件・累計180億円超の融資実績を残しましたが、その後も民間金融機関へ大きく普及するには至りませんでした⁶。近年は地方銀行や信用金庫でも個別に知財担保融資の例が見られるものの、年間わずか1～2件・1件あたり数千万円規模の融資が報告される程度で、極めて限定的なのが実情です⁷。多くの金融機関は知財を企業の将来性評価の材料として関心を示し始めていますが、知財を活用した融資商品として制度化できている例は2020年時点で全体の2%程度に過ぎません⁸。その結果、特許そのものを担保に取る融資は稀であり、代替的に**知財を考慮した事業性評価融資**（担保は取らず、企業の知財保有状況や活用計画を審査時に評価する手法）が徐々に広まりつつあります⁸。しかしこの手法では小口の資金ニーズには応えられても、多額の研究開発資金を必要とする中小・ベンチャー企業には十分とは言えず、本格的な知財担保融資の普及が依然望まれている状況です⁹。

課題：日本で知財金融が広がらない要因として、大きく3点が指摘されています。¹⁰¹¹

- ・(1) **知財の価値評価の難しさ：**特許権など知的財産の経済的価値を適正に評価することは高度な専門知識を要し、不確実性が高い作業です¹²。銀行にとって担保価値の算定が容易でなく、特に知財の価値は事業計画との結びつきで初めて意味を持つため、単独の資産として評価しにくい側面があります¹²。金融機関内部には知財の専門人材が乏しく、適正な評価を独力で行うことは困難だと指摘されています¹³。
- ・(2) **知財の換価処分の困難さ：**万一借り手がデフォルトした場合でも、不動産なら競売による換金が可能ですが、特許権など無形資産を市場で売却して現金化するのは容易ではありません¹⁴。日本では**特許流通市場が未発達**であり、担保権を実行しても買い手探しに苦労するため、事前の評価額で知財を換金できる保証が極めて低いのです¹⁵¹⁴。継続的なライセンス収入や明確な需要が見込める知財でなければ、担保としての魅力は限定的にならざるを得ません。

- ・(3) **融資慣行や知見の不足**：日本の金融慣行として、経営者保証（個人保証）や不動産担保に依存する文化が根強く、無形資産を積極的に担保評価する土壌が十分培われていません¹⁶。金融機関側の知見不足や、無形資産融資に対するリスク管理上の慎重な姿勢も障壁となっています¹¹。「知財を担保に取っても万一のとき換金できないのでは」といった不安や、評価・管理にかかるコスト負担が金融機関の腰を引かせているのが実態です。

日本における知財金融の制度・支援策

上記の課題を認識し、日本政府や関係機関も知財金融の推進に向けた環境整備を進めてきました。

- ・**知財ビジネス評価書制度**（特許庁「中小企業知財金融促進事業」）：特許庁は中小企業が保有する知的財産と事業計画を、地域金融機関と知財専門家が共同で評価する「**知財ビジネス評価書**」の発行事業を実施しています¹⁷。この評価書は金融機関にとって取引先企業の技術やノウハウを理解する有用な資料となり、多くの銀行が企業の事業性を把握する参考に活用し始めています¹⁸。しかし**融資判断に直接結びつくケースは限定的**で、評価書があってもなお積極的な融資に踏み切れない状況が続いています¹⁸。
- ・**信用保証協会等による保証枠の拡充**：無形資産を担保とする融資のリスク軽減策として、信用保証協会が知財担保融資向けの特別保証枠を設ける試みも行われました¹⁹。また、一部の都市銀行では調査会社と連携し、知財価値に着目した融資商品（評価融資）の導入を模索する動きも見られました¹⁹。こうした保証制度や評価融資スキームは、金融機関の心理的・経済的負担を下げる狙いがありますが、大々的な普及には至っていません。
- ・**「事業性を評価する融資」の促進**：金融庁は2010年代以降、「事業性評価に基づく融資」を金融行政方針に掲げ、担保や保証に過度に依存せず企業の事業内容や成長性を適切に評価して融資するよう金融機関に求めました²⁰。この流れで各行は無形資産も含めた事業評価に取り組み始め、知財金融は従来の融資を補完する考え方として徐々に浸透しつつあります。ただし担保を取らない評価融資は、前述のように資金供給額の面で限界があり、大胆な知財金融推進にはさらなる施策が必要です⁹。
- ・**新法による企業価値担保権の創設**：政策面では画期的な制度改革も進みました。**2024年制定の「事業性融資の推進等に関する法律」（事業性融資推進法）**により、**企業価値担保権**という新たな担保制度が導入されます²¹。この法律は2026年5月に施行予定で、土地や保証人によらず**企業の事業価値そのものを包括的に担保**として融資を受けられる仕組みを創設するものです²²。企業価値担保権では、知的財産を含む借入企業の全資産を信託的に束ねて担保化できるため、スタートアップ等でも有形資産不足を補って資金調達できるようになると期待されています²³²⁴。この制度により、知財を含む無形資産を担保として認める法的枠組みが整うため、知財金融推進の土台が築かれつつあります。

以上のように、日本では評価書制度・保証制度・融資慣行の見直し・新法制定と、多方面から知財金融の基盤整備が進められています。ただ、制度は整いつつあるものの、それを現場で機能させる運用面の課題（評価人材の不足や市場環境の未整備など）はなお残っています。

海外における知財金融の動向（米国・中国との比較）

日本の知財金融が停滞する一方、**海外では異なる展開**が見られます。特に米国と中国はいずれも知財金融において日本を先行しており、その制度設計や実績は好対照です²⁵。

- ・**米国**：民間主導で知財金融が発達しています。**特許を含む企業の全資産を担保とする包括担保融資**（いわゆるUCC担保）が一般的で、ベンチャーから大企業まで幅広く知財を担保提供する融資が行わ

れています²⁶。実際、米国特許商標庁への担保権登録データによる調査では、2010年以降に出願された米国特許の約6%に担保権（リーエン）が設定されているとの報告があります²⁷。IBMやマイクロソフトなど大企業からスタートアップまで、銀行や専門金融会社からの借入れに際し特許ポートフォリオを担保に提供する例が珍しくありません²⁸。特徴的なのは、**知財担保融資が比較的短期の資金需要に利用されている**点です。担保に取られた特許の約46%は既に担保権が解除され、その93%は設定後5年以内に解除されていたとの分析があり、5年未満の短期ローンに特許を担保活用し迅速に返済しているケースが多いことが示唆されています²⁹。裏を返せば、借り手がデフォルトして金融機関が知財を処分せざるを得なくなる事態は極めて少なく、知財担保融資が円滑に機能していると言えます³⁰。米国では既に「知財をビジネス上の資産と捉えて金融取引に組み込む文化」が根付き始めており、知財金融が一部定着しつつある状況です³¹³²。

- ・**中国**：政府主導で知財金融を国家的に推進している代表例です。同国では政策的後押しにより、**特許や商標を担保とした融資（質押融資）**が飛躍的に拡大しています³³。世界知的所有権機関（WIPO）の報告によれば、**2022年に中国で実行された特許・商標権の担保融資は総額4,869億元（約9兆5千億円）に達し**、2016年から2022年まで年平均28.4%という驚異的な成長率で増加しました³⁴。2022年には少なくとも1.8万社以上の企業が知財担保融資を利用し、その多くは1社あたり1,000万元以下という小口融資で、中小企業の資金繰り支援に大きな役割を果たしています³⁵。また、中国では**知財の証券化**（知財担保資産による証券発行）も活発で、2023年9月までに上海・深センの両証券取引所で累計119件・合計268億元（約5,200億円）の知財担保証券が発行されました³⁶³⁷。さらに、政府系保険会社による**知財保険**の提供や、各地域への**知財オペレーションセンター**設置など、公的支援と民間活力を組み合わせたエコシステム構築が進んでいます³⁶。中国政府は知財を軸とした中小企業支援を経済政策の一環に位置付け、大規模な補助金・奨励策で知財金融を後押ししており、その成果が上述の数字に表れています³⁸。このように中国は知財金融で世界突出した実績を上げ、知財を信用補完の手段として最大限に活用しているのです²⁰。

日本と海外の制度上の違い：上記比較から、日本には「**評価負担**」と「**リスク負担**」という二つの壁があるのに対し、米中それぞれ異なるアプローチでそれを克服していることが読み取れます。米国では民間の市場メカニズムにより知財の価値評価や流通が進み、結果として金融機関に偏らない形で貸倒リスクが分散されています³⁹。一方中国では、政府が知財評価の指針策定や専門機関の設置に加え、融資元（銀行）に対する**損失補填や保険制度等の公的支援**を充実させ、金融機関の知財評価負担と貸倒リスクを大幅に引き下げています³⁹。言い換えれば、**米国は市場主導で「知財評価・流通の仕組み」を整備し、中国は国家主導で「評価支援・リスク補償の制度」を整備**して知財金融を推進してきたとまとめられます。日本でも近年、特許評価ガイドラインの策定や知財流通市場の拡充策について議論が始まっていますが、米中ほど徹底した仕組みは未だ整っていません。この差が知財金融普及度の違いに表れていると言えるでしょう。

デロイト「知財金融推進策」提案の概要

上述の状況を踏まえ、Deloitte トーマツグループは2025年12月発表の提言記事「日本の知財金融の推進に向けた施策の提案」において、日本が今後取り組むべき施策の方向性を提案しています²⁵。米国・中国の事例分析をもとに、日本が知財金融を本格推進するために有効と考えられる方策として、主に次の **2つの柱** が提示されています⁴⁰⁴¹。

1. **知財の評価・管理に関する融資元負担の軽減策** – 金融機関が知財価値を評価・モニタリングする負担を減らす制度整備です⁴⁰。具体的には、**知財の評価や管理サービスに対する補助金の支給や費用無償化**などにより、銀行側のコスト・手間を大幅に軽減することが提案されています⁴²。こうした公的支援によって知財担保融資の試行件数をまず増やし、成功事例の蓄積につなげることで、金融機関に知財金融の実績とノウハウを醸成させ普及を加速させる狙いです⁴²。ただし留意点として、仮に評価業務を外部専門機関に委託できる場合でも、**融資審査の一環として最低限の知財に関する知見は金融機関自身が有する必要がある**とも指摘されています⁴³。したがって、人材育成や評価手法の標準化といったソフト面の対応も並行して求められると示唆されています。

2. **知財金融における貸倒リスク低減策** – 知財を担保とする融資に伴う金融機関の信用リスクを緩和する施策です⁴¹。提案では、**借り手企業がデフォルトに陥った際に国や自治体が金融機関へ貸倒損失を補填する仕組み**を整備することが唱えられています⁴¹。具体的には、公的機関による信用保証・保険の形で一定割合の損失補填を行う制度が考えられます。また、融資実行前に**知的財産デューデリジェンス**（技術の独自性や競争力への寄与を専門家が調査する）を外部委託等で実施する仕組みを作り、融資先企業の知財が事業の競争優位構築に資することを事前に確認することも提案されています⁴⁴。このように**事前の精査で投融資判断の精度を上げ、かつ万一の際は公的補償で金融機関の損失を一定程度カバー**することで、銀行が安心して知財金融に踏み出せる環境を整える狙いです⁴⁵。

以上の2本柱はいずれも、前述した日本の課題（評価負担とリスク負担）を直接的に緩和する政策手段と言えます。Deloitte提案はこれら施策を講じることで、日本版の知財金融エコシステムを構築し、中小企業やスタートアップの知恵・技術に資金が円滑に流れる仕組みを確立しようとするものです。

提案の評価

有効性（効果の見込み）

Deloitteの提案する施策は、日本の知財金融を阻む主要因（評価の難しさとリスクの高さ）に真正面から対応するものであり、その**問題解決効果は高い**と考えられます。第一の評価負担軽減策については、金融機関が最も悩んでいる「知財価値の適正評価ができない」という問題に直接アプローチするため、実施すれば**融資審査時のハードルは大幅に下がる**でしょう¹²¹³。評価費用の補助により外部専門家の知見を活用しやすくなれば、各銀行が個別に知財専門チームを抱えなくとも案件組成が可能となり、知財担保融資の件数増加に繋がるのが期待できます⁴²。また、二つ目のリスク低減策は「貸倒時に知財を換金できない」という不安を和らげ、銀行経営層の理解を得る決め手となり得ます。**中国では実際に政府が損失補填や保険制度を用意したことで知財担保融資額が爆発的に増加した実績があり**³⁴⁴⁶、公的保証の効果は歴然です。提案の枠組み通り、日本でも信用保証協会や日本政策金融公庫などによる知財融資の保証・保険制度を拡充すれば、民間金融機関のリスクは大きく低減し知財金融推進の強力な後押しとなるでしょう⁴⁷。さらにデューデリジェンスの徹底は貸出審査の精度向上とモラルハザード防止に寄与し、融資実行後の貸倒発生確率そのものも下げる効果が見込まれます。以上より、**評価簡素化とリスク補償の組み合わせは、知財金融を阻む二大要因を的確に緩和する有効な施策パッケージ**と言えます。

もっとも、**これらの施策単独では十分でない側面**もあります。例えば知財の流動性自体を高める施策（特許の売買市場やオークションの整備など）にも取り組まなければ、長期的には担保処分の不安は払拭されません⁴⁸。提案はまず金融機関側の不安を公共セクターがカバーする手当てですが、並行して**知財流通市場の育成や評価人材の育成**といった環境整備にも注力することで、施策の効果がより持続的・構造的なものになります⁴⁹⁵⁰。総じてDeloitte提案は知財金融普及の鍵を押さえた有効策であり、他の補完策とも組み合わせることで一層効果を発揮するでしょう。

実現可能性（導入の容易さ・課題）

提案された施策は**政策的に実現可能性が高いもの**と考えられます。まず評価費用の補助については、既に特許庁が実施する「知財ビジネス評価書」作成支援事業がありますが、これを拡充したり評価書発行を無償化することは比較的容易でしょう¹⁸。政府予算の範囲内で助成制度を設け、金融機関や企業が専門家に支払う評価コストを肩代わりすればよく、制度設計もシンプルです。知財デューデリジェンスについても、現在M&A等で行われている知財DDを融資分野に応用する形で、**専門機関（INPITなど）や民間評価会社と金融機関をマッチングする仕組み**を整えれば実施可能です。次に貸倒リスク補填策ですが、これは**現行の信用保証制度の延長で導入可能**です¹⁹⁴⁷。日本には全国信用保証協会による中小企業向け保証ネットワークが既に存在し、創業融資等では100%保証枠も運用されています。同様に知財担保融資専用の保証枠を新設し、一定割合（例：融資額の80%）を公的保証する制度を設けることは行政判断ひとつで比較的迅速に可能です⁴⁷。

中国やシンガポール、韓国など海外でも知財融資に対する公的保証制度が実際に設けられており、日本でも実務上の参考モデルは十分あります⁴⁷。むしろ課題は**財政負担や制度運用上の注意点**です。補助金や保証枠を拡充するには公的資金を要するため、費用対効果や予算確保の議論が必要です。また保証制度を設ける場合、**いたずらに不良債権を助長しない仕組み**（例えば保証は一部のみとし銀行もリスクを負う、杜撰な案件には保証適用しない等）を組み込むことが重要です。提案にはその点、事前のデューデリジェンスを義務化する方向が示されており⁴⁴、公的支援の乱用防止策も考慮されています。総合すると、**提案内容は既存制度の延長線上にあり実現ハードルは高くなく**、適切な予算措置とガバナンス設計を行えば導入は十分可能でしょう。

政策的意義（戦略・社会への影響）

知財金融推進策の実現は、日本経済・産業政策の観点から**極めて大きな意義**を持ちます。第一に、スタートアップや中小企業が持つ優れた技術・アイデアを資金に結びつけやすくすることで、**イノベーション創出と地域経済の活性化**に寄与します⁵¹⁵²。無形資産重視への転換は「新しい資本主義」の柱として政府方針にも掲げられており⁵³、知財金融の拡大はその具体的施策となり得ます。知財を担保に資金調達できる環境が整えば、「技術力はあるが資金力に欠ける」企業にも成長機会が広がり、日本全体の持続的経済成長に資するでしょう⁵⁴。第二に、金融政策面では**金融機関の融資姿勢の転換**を促す効果があります。知財金融が普及し「知財を持っていれば資金調達で有利になる」という認識が広がれば、企業側も知的財産戦略に力を入れるようになります⁵⁵。これは研究開発投資の活性化や知財マネジメントの高度化を誘発し、日本企業の競争力強化にも繋がります。第三に、政策的には既存の創業支援策や中小企業支援策と相乗効果を発揮できます。例えばスタートアップ支援ではこれまで補助金や出資による支援が中心でしたが、知財金融の充実**は民間融資による自律的な資金循環**を生み出す点で持続可能性が高く、政府の関与を減らしつつ企業金融を充足させる好循環をもたらします。さらに**知財評価人材や評価機関の市場**が育つことで、新たな雇用やサービス産業の発展も見込まれます。総括すれば、Deloitte提案の施策は日本経済の構造転換（有形資産主導から無形資産主導へ）を金融面から下支えし、「知財立国日本」の実現に向けた重要な政策ツールとなるでしょう。

⁵³ ⁵⁶

結論

日本の知財金融は、制度的な枠組みが整備され始めた今まさに普及拡大の正念場を迎えています。Deloitteの提案する評価負担の軽減とリスク補償の施策は、知財金融の二大ボトルネックを解消する有力な処方箋と言えます。もちろん、知財流通市場の育成や人材育成など長期的課題も残りますが、まずは**政策介入により金融機関が知財金融に踏み出しやすい環境を作ることが急務**です⁴⁵。提案された施策の実現によって、地域金融機関が中小企業の知恵や工夫（知的財産）に着目した融資支援を行う土壌が醸成されれば、知財金融は中小企業・スタートアップの重要な資金調達手段として定着するでしょう⁵⁷⁵⁸。その先に期待されるのは、知財を核とした新事業の創出や競争力強化による日本発イノベーションの加速です。**知財金融の推進**は、金融と技術の橋渡しにより日本経済の潜在力を引き出す政策的意義が大きく、提案された施策群の実行により「知的財産を持つ企業が正当に評価され資金を得られる社会」の実現が期待されます。⁵⁶ ⁵⁵

参考文献（一部）：

- ・デロイト トーマツ グループ「日本の知財金融の推進に向けた施策の提案 (2025年)」⁵ ⁴²
- ・株式会社IPリッチ「知財金融（IPファイナンス）の現状－特許担保の資金調達 (2025年)」⁶ ⁸
- ・WIPO日本事務所「日本における知的財産を活用した資金調達－課題と可能性－オンラインイベント報告 (2022年)」⁵¹ ⁵³
- ・金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するWG報告書 (2023年)」他。

1 2 4 6 7 8 9 10 11 12 14 16 17 18 19 20 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 46

47 48 49 50 55 知財金融（IPファイナンス）の現状－特許担保の資金調達 | PatentRevenue

<https://patent-revenue.iprich.jp/%E5%B0%82%E9%96%80%E5%AE%B6%E5%90%91%E3%81%91/938/>

3 5 13 15 21 22 25 26 39 40 41 42 43 44 45 54 56 57 58 日本の知財金融の推進に向けた施策の
提案 | デロイト トーマツ グループ

<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/consulting/perspectives/intellectual-property-finance-japan.html>

23 24 nagashima.com

https://www.nagashima.com/wp-content/uploads/2025/08/publication_20250820.pdf

51 52 53 日本における知的財産を活用した資金調達－課題と可能性－日本報告書の暫定調査結果に注目し
たオンラインイベントの開催報告

https://www.wipo.int/ja/web/office-japan/w/news/2022/news_0026